

(別紙1)

旅費の取扱いについて

1 旅費の基本的な考え方

- (1)原則として、本事業を実施する上で必要な用務のための旅費を計上してください。
- (2)旅費行程と比較して、用務内容に疑義がある場合は、対象経費から除外することがあります。
- (3)旅費を使用する場合は、行程及び用務を明記した収支報告書を作成してください。
なお、収支報告書の様式は問いません。
- (4)領収書が出ない移動手段の場合(例:勤務先又は自宅から飛行機までのバス賃)は、運賃が分かる資料(WEBページの写し等)を添付してください。

2 鉄道運賃について

- (1)鉄道賃のグリーン料金(A寝台もこれに準ずる。)は認めません。
- (2)新幹線を利用した場合は領収書を添付してください。

3 航空運賃について

- (1)普通席料金以外のものは経費として認められません。
普通席料金以外の席(ファーストクラス等)を利用した場合でも、普通席料金のみを対象経費とします。
- (2)普通席料金の考え方について、奄美群島内の移動及び奄美群島から鹿児島空港への移動の場合は、原則として利用した区間の離島割引運賃を上限とします。
- (3)全ての搭乗について領収書及び搭乗券半券(もしくは搭乗レシート)を添付してください。
- (4)株主優待券を購入し割引制度を利用した場合は、株主優待券相当額は対象外となります。

4 船舶運賃について

- (1)奄美群島内及び奄美群島と鹿児島間の船舶利用については、離島割引制度を適用した2等寝台運賃で計上・精算ください。2等寝台よりも高い運賃設定の船室を利用した場合でも2等寝台運賃のみを対象経費とします。
- (2)海上タクシーを利用した場合はその実費を対象額とします。その場合は、領収書を添付してください。

5 宿泊料について

- (1)宿泊料は下記表に基づき計上、精算してください。

宿泊する地区	金額(上限額)
さいたま市、千葉市、東京都特別区(23区)、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	10,900円/泊
それ以外の地区	9,800円/泊